平成２４年（フ）第１３６号
岐阜県多治見市小名田町小滝５番地の93、従前の住所福井市東郷二ケ町第28号１番地６
債務者　田中　信康
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１２４９号
大阪府藤井寺市林５丁目５番３号
債務者　木津　　努
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５３号
堺市北区東上野芝町２丁336番地　ハイツバームス103号
債務者　阿部　正良
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９６号
堺市西区鳳西町１丁90番地１　コーポ北川202号
債務者　斉藤圭一こと　齊藤　圭一
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
北海道夕張郡栗山町錦４丁目16番地２
債務者　小河　和子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４７号
新潟県上越市中央２丁目３番３号
債務者　片桐　権一
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１０７号
新潟県妙高市渋江町９番26号、前住所新潟県阿賀野市保田4391番地１
債務者　髙橋　俊夫（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２４５６号
名古屋市中村区稲葉地町６丁目20番地　東棟
債務者　三上　菊郎
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５１４号
名古屋市熱田区四番１丁目16番46号　荘苑熱田第２－１Ｂ号
債務者　畑　　優子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２６号
愛知県一宮市浅井町西浅井字郷裏18番地
債務者　尾関　富一
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４６１７号
大阪市生野区巽北３丁目20番11―402号
債務者　長原製作所こと飯田技研こと長原壯治こと　張　　壯治
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９９号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目１番２―110号
債務者　寺倉　　進
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３３号
大阪市生野区中川西３丁目１番19号
債務者　神田　圭三
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３２１号
大阪府吹田市山田西２丁目３番２―606号
債務者　奥野ひとみ（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３３５号
大阪府枚方市天之川町３番15―26号、前住所大阪府枚方市岡東町22番９号
債務者　サンシャワーことＳＵＮ　ＳＨＯＷＥＲこと　中泉　　晃
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６９１号
大阪府豊中市原田元町２丁目25番19―106号、前住所大阪府豊中市長興寺南４丁目８番５―109号
債務者　佐伯　敦子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７５号
大阪府高槻市宮野町21番22号
債務者　北門　政男
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部